

平成20年度大気汚染調査結果について

大気汚染防止法第18条の23、第20条及び第22条に基づき、大気汚染状況を調査した結果は、下記のとおりです。

記

1 常時監視

(1) 二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素

毎年環境基準を達成しており、平成20年度も測定を行ったすべての地点で環境基準を達成した。

(2) 浮遊粒子状物質

毎年、黄砂等が原因で環境基準を達成しない地点があるが、平成20年度は倉吉保健所測定局を除き、すべての地点で環境基準を達成した。

なお、倉吉保健所測定局においては、測定時間が年間有効測定時間(6000時間)に達していないため、参考値となる。

(3) 光化学オキシダント

毎年環境基準を達成しておらず、平成20年度も測定を行ったすべての地点で環境基準(0.06ppm)を達成しなかったが、大気汚染防止法第23条に定める緊急時の基準(注意報レベルの濃度0.12ppm)には至らなかった。

なお、光化学オキシダントについては、全国の測定局において環境基準を達成した局は0.1%と、依然として極めて低い水準にある。

表 環境基準達成状況(常時監視)

測定局	区分	住所	項目				
			二酸化 いおう	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化 炭素	光化学 オキシダント
鳥取保健所	一般局	鳥取市江津					×
米子保健所	一般局	米子市東福原				-	×
倉吉保健所	一般局	倉吉市東巖城町		-		-	×
栄町交差点	自排局	鳥取市栄町	-				-
米子市役所前	自排局	米子市加茂町	-				-

【凡例】 : 達成、× : 非達成

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

環境基準が設定されているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンについて、すべての地点で環境基準を達成した。

また、指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについても、すべての地点で指針値以下であった。